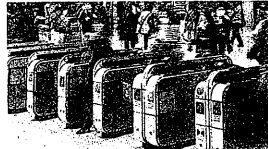


耕作放棄地を再生

東急不動産が新会社 9



運賃上げで濃淡

鉄道・バスの増税転嫁 8



3月5日

水曜日

発行所 日本経済新聞社
東京本社 ④(03)3270-0251
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7
大阪本社 ④(06)6943-7111
名古屋支社 ④(052)243-3311
西支部支社 ④(092)473-3300
札幌支社 ④(011)261-3211

SMF

三井住友ファイナンス&リース

リースを通じて、
日本から世界へ

www.smfi.co.jp

購読のお申し込み

☎ 0120-21-4946
http://www.nikkei4946.com/

日経電子版

http://www.nikkei.com/
お問い合わせ(7:00-21:00)
☎ 0120-24-2146

仮想通貨に取引指針

政府ビットコイン課税

政府はインターネット上の仮想通貨「ビットコイン」の取引ルールを導入する。ビットコインを通貨ではなく「モノ」と認定し、貴金属などと同様に取引での売買益などは課税対象にする。銀行での取り扱いや証券会社の売買仲介は禁止する。ビットコインは2009年に誕生してから普及が進んできたが、法律上の定義は不明確だった。政府が取引ルールを示すのは主要国で初めてで、国際的なルール作りの契機となりそうだ。(解説5面)

国際ルール作りへ先駆け

ビットコインは決済手段として世界的に普及が進み、発行総額は日本円換算で一時1兆円規模に膨らんだ。仮想通貨は世界中で取引できるため、

▼ビットコイン インは国や中央銀行の政策の影響を受けないため、資産の逃避先に使われる一方、投機的な取引も少なくない。資金洗浄(マネーロンダリング)に使われやすいとの懸念が進んでいる。ビットコ

主要国が協調してルールをまとめる必要があるとの指摘もある。日本では2月下旬に円などと交換できる取引所「マウントゴックス」が経営破綻。利用者保護が大きな課題となっており、世界で先駆けて取引指針を示す

政府は週内にも閣議で、ビットコインの現行法上の扱いを明示した「回答書」を決定し、今後の取引指針とする。回答書は民主党の大久保勉参院議員から受けた政府への質問主意書に応じるものだ。ビットコインの仕組みをまねた後発の仮想通貨にも適用する。指針ではビットコイン

- 日本の取引ルールのポイント
- ①通貨と認めず、「モノ」として扱う
 - ②銀行でビットコインへの交換や専用口座開設などは禁止
 - ③証券会社で売買仲介を禁止
 - ④売却益などに課税。消費税も徴収
 - ⑤デリバティブでの規制も検討

主要国のビットコインへの対応

米 国	取引する企業や個人に財務省への届け出義務
中 国	金融機関に対し、ビットコインを使った決済を禁止
ロシア	取引を禁止
英 国	付加価値税などの課税の可否を検討

の取引が課税対象になるとの見解を示す。ビットコインを使って商品を買った場合は、消費税がかかる。個人がビットコ

インを購入してその後、値上りした際は、売却益に所得税が課税されることになる。ほかにも、企業がビットコインを使った取引で売りの上げを計上して利益が上れば税金を払う必要が生じる。ただビット

金融機関での取り扱いだ。米国は財務省への届け出制を導入。中国はビットコインの決済そのものを金融機関に禁止しているほか、ロシアでも取引を禁止する。ただ米テキサス州連邦裁判所がビットコインを「通貨」と認定した判例もあるなど、主要国の見解は割れており、共通規制の導入などには時間がかかるとの指摘がある。